

行財政改革行動計画



公共施設の使用料適正化計画



平成24年3月

北名古屋市

目 次

1	はじめに	1
2	使用料の現状	1
3	計画の具体的な内容	1
4	激変緩和措置	4
5	減免	4
6	改定時期及びサイクル	4
7	「公共施設管理運営の見直し計画」との関連	4
8	適正化による効果	5
9	改定使用料の一覧	6

1 はじめに

本市はこれまで積極的な行財政改革に取り組んできましたが、世界的な不況の継続や高齢化の急激な進展等により、市税の減収や義務的経費の増加が心配されることから、より一層の行財政改革の推進が必要となっています。

そこで、本市では、平成21年10月に「北名古屋市行財政改革行動計画」（計画期間：平成21～23年度）を策定し、短期集中的に取り組を進めることとしましたが、同計画の5つの重点取組項目の一つとして、「公共施設の使用料及び各種手数料の見直し」を推進することとしました。この計画は、そのうちの「使用料」の見直しを具体的に進めるための計画です。

○ 行財政改革行動計画（抜粋）

3 選択と集中による実施項目

(2) 公共施設の使用料及び各種手数料の見直し

ア 使用料、手数料を適正な水準に改定する。

イ すべての公共施設に、使用料の徴収及び減免の規定を設け、市の行事・事業においても公共施設を使用した場合は、原則として使用料を徴収することを検討する。

2 使用料の現状

(1) 積算基準の不統一

現在の使用料は、近隣市町の類似施設や過去の経緯などを参考にしていることから、積算基準が統一されておらず、公平性が確保されていません。

(2) 低い収益率と稼働率

公共施設の運営に係るコストに対する使用料収入の割合である収益率が、有料施設全体で約28%とその採算性が低くなっています。また、貸出可能時間に対する利用時間の割合である稼働率についても、平均で約43%と低くなっています。

(3) 減免の取扱いの不統一

使用料を減額または免除する減免については、施設ごとに設置目的が異なるため一概には判断できませんが、施設ごとの減免の取扱いに大きな差があります。また、減免した使用料は市民全体の負担となっています。

3 計画の具体的な内容

(1) 積算方法

統一的な積算方法を設定し、利用者負担を適正化します。

ア 使用料の計算式

(過去3年間の平均値)

区 分	計 算 式
会議室等	{(年間維持管理経費＋建物の減価償却費の50%) ÷ 施設面積 ÷ 年間使用可能時間} × 貸出面積 × 貸出時間 × 受益者負担割合
不特定多数が使用する施設（浴室等）	(年間維持管理経費＋建物の減価償却費の50%) ÷ 年間利用者数 × 受益者負担割合
光熱水費（屋外施設の夜間照明設備）	年間電気料金 ÷ 年間利用時間 × 利用時間

イ 維持管理経費の考え方

項目	内容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費
物件費	光熱水費、委託料、修繕費など維持管理・運営に要する経費 ※ 大規模修繕費・借地料は含まない。
建設費 (大規模修繕費を含む)	建物の減価償却費の50% ※ 建設に係る経費の全額を利用者に負担いただくことは適当ではありませんが、利用により劣化する部分の一部を負担していただきます。

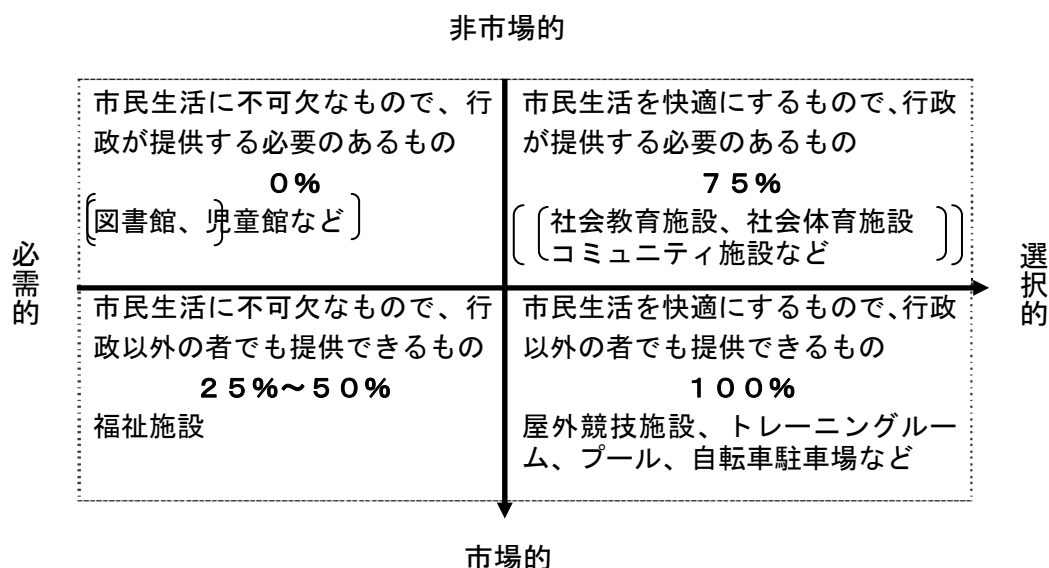
上記において、積算基礎となる維持管理経費に含まないもの

◇用地取得費<財産> ◇借地料 (用地を取得するか借用するかは任意であるため)

◇公債費<借入金の返済額> (建設に当たり借り入れるかは任意であるため)

ウ 受益者負担割合

施設の性質区分に応じて下図のとおり受益者負担割合を設定し、利用者(受益者)に応分の負担を求めることで市民間の公平性を確保します。



(2) 時間単価の設定

1時間あたりの使用料の単価は、時間帯、曜日にかかわらず同一とします。

(3) 単位の統一(使用料の端数処理)

使用料は10円単位とします。

(4) 貸出区分以外の利用

ア 貸出区分以外に利用する場合の使用料を通常の1.3倍とします。

イ 昼・夕に貸し出しできない時間を設ける施設((7)貸出単位で《パターンB》とする施設)は、施設管理者が必要と認める場合、その間の利用を可能とします。

ウ 健康ドーム、総合体育館、文化勤労会館、総合福祉センターもえの丘については、催事利用等の際の例外的な利用で、施設管理者が特に必要と認める場合に限り、開館前・閉館後の1時間以内の利用を可能とします。

(5) 市外利用者

市外利用者（市内在住・在勤・在学以外の者）の使用料を通常の1.2倍とします。
ただし、浴室等の申請行為を伴わない個人使用料は対象外とします。

(6) 営利目的

ア 営利目的での使用料を、総合体育館、健康ドームを通常の5倍、文化会館、勤労福祉会館を通常の2倍とします。

ただし、文化会館大ホールにおいて、使用者が入場料等を徴収する場合は、その徴収金額に応じ、使用料を加算します。

イ 「営利」とは商品の販売のほか、商品の展示や販売促進を目的としたもの（講習会、相談会、会社・学校説明会、入社試験、社員研修等、将来的に収入確保が見込まれるもの）及び収益を前提として参加費又はこれに準ずるものを徴収するものを含むものとします。

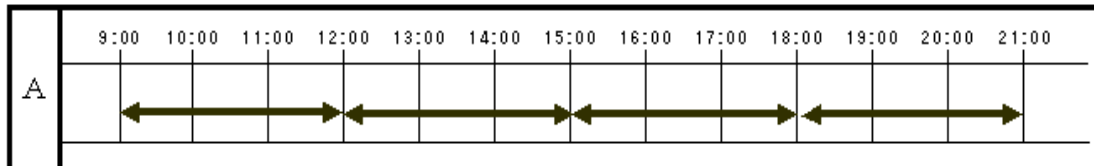
ウ アに規定した施設以外の施設については、法令等による利用制限のため営利目的での利用はできません。

(7) 貸出単位（貸出時間の区分）

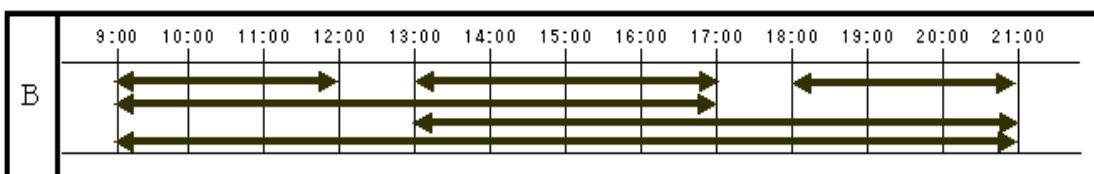
屋内施設は、次の《パターンA》、《パターンB》のいずれかとします。

屋外施設にあつては、市民グラウンドは3時間、他の施設は2時間を貸出単位とします。

《パターンA》施設の閉館時間により最終時間は異なります。



《パターンB》施設の閉館時間により最終時間は異なります。



(8) 附属設備

ア 照明設備

健康ドームのアリーナ、総合体育館の主競技場（アリーナ）並びに文化勤労会館の大ホール及び総合体育館の市民ホールの舞台に照明設備使用料を別途規定します。

イ 冷暖房設備

健康ドームのアリーナに冷暖房設備使用料を別途規定します。

(9) 回数券及び定期券

ア 回数券は、11枚で10回分の使用料に統一します。

イ 定期券は、1か月の利用を施設ごとに利用想定日数を規定したうえで、使用期間に応じ割引率を設定します。

◇ 利用想定日数

西春駅東口地下自転車駐車を20日、総合体育館トレーニング室を15日とします。

◇ 割引率の設定

1か月定期を15%、3か月定期を25%、6か月定期を35%とします。

(10) 無料施設の有料化

ジャンボプールとの公平性の観点から、市民プールを有料化します。

4 激変緩和措置

使用料の改定にあたっては、3(1)～(3)を用いて積算した1時間あたり単価の上限を改定前の額の1.2倍、下限を改定前の額の0.9倍とします。(3(4)～(6)には激変緩和措置は適用しません。)

なお、個人で利用する施設については、定期券の改定を除き使用料を据え置きます。

また、原則として、1時間あたりの使用料単価は同額としますが、現行で、貸出時間が長いほど1時間あたりの単価を低額に設定している一部の施設については、使用料の急激な増額を緩和するため、現行の時間区分使用料に基準単価(1時間あたり単価)の改定率を乗じることとします。

5 減免

公平性・公正性の確保のため、減免基準の明確化を図ります。

(1) 使用目的を重視し、原則として特定の団体を包括的に減免対象とはしません。

(2) 市が補助金等を交付している団体等については、使用料を減免することにより公費の重複負担にならないよう十分確認します。

(3) 減免の基準を施設ごとに設定し、利用目的、減免理由、減免金額などの申請内容等について、個人情報を除き、段階的に公表することで利用者の公平性を確保します。

6 改定時期及びサイクル

周知期間に配慮し、平成25年4月を目標に改定を進めます。

また、改定のサイクルは概ね5年としますが、影響及び効果を毎年測定し、必要に応じて適時見直しを行います。

なお、指定管理者制度を導入し利用料金制を採用している施設については、契約期間を考慮して改定時期を定めます。

7 「公共施設管理運営の見直し計画」との関連

「公共施設管理運営の見直し計画」(平成24年3月策定)において、近い将来に廃止や建替えを予定する施設については、改定を行いません。

8 適正化による効果

(1) 受益者負担・公平性の確保

本計画により、従来は、施設ごとに異なっていた使用料の積算方法、単位、貸出区分以外の利用や営利目的による利用の場合の取扱等を統一することにより、利用者にとってわかりやすく、利用しやすい公共施設となります。

また、積算方法の統一や受益者負担割合を設定することによって、異なる施設の利用者間及び利用者と非利用者の公平性・公正性が確保されます。

(2) 収入の増加

過去3年（平成20～22年度平均）の年間使用料収入額（9,860万円）を、改定後の使用料に置き換えて試算すると、約550万円（約5%）の増加が見込まれます。

(3) 計画保全の推進

増収分の一部を修繕費として優先的に充てる仕組みをつくるなど、計画的な施設の保全を推進し、利用者の利便性の向上を図ることができます。

9 改定使用料の一覧

施設名	ページ	所管課
学習等供用施設		
高田寺学習等供用施設・鹿田学習等供用施設	7	総務課
自転車駐車場		
西春駅東口地下自転車駐車場	7	防災交通課
福祉施設		
総合福祉センターもえの丘	8	社会福祉課
陽だまりハウス	8	
憩いの家（さかえ荘・さくら荘・ふたば荘）	9	高齢福祉課
文化施設		
文化勤労会館（西公民館、文化会館、勤労福祉会館）	9	生涯学習課
東公民館	11	
学校施設		
学校開放施設（照明設備）	12	スポーツ課

施設名	ページ	所管課
体育施設		
健康ドーム	13	スポーツ課
総合体育館	15	
市民グラウンド	17	
二子テニスコート	17	
新たに使用料を規定する施設		
市民プール	17	スポーツ課

- ※ 単位：円
- ※ 個人使用料を除き、市外利用者については 1.2 倍とします。
- ※ 改定割合は、平日午前中の 1 時間あたりの単価で算定し、小数点第 3 位を四捨五入して表示しているため、現行×改定割合＝改定後にならない場合もあります。
- ※ コミュニティセンター（平成 26 年度建替え予定）及びジャンボプール（個人利用のため据え置く）については改定しないため掲載していません。

学習等供用施設

施設	室名 定員\使用区分		現行使用料			改定後				改定割合
			3時間以内	全日 (9:00-17:00)	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	超過1時間	
高田寺学習 等供用施設	休養室	18人	210	420	110	180	240	360	70	0.86
	学習室	36人	420	830	210	420	560	830	180	1.00
	保育室	15人	210	420	110					-
	集会室	100人	1,030	2,060	520	900	1,200	1,800	390	0.87
鹿田学習等 供用施設	休養室	20人	210	420	110	240	320	480	100	1.14
	学習室	21人	210	420	110	240	320	480	100	1.14
	保育室	17人	210	420	110					-
	集会室	108人	1,030	2,060	520	1,080	1,440	2,160	460	1.05

自転車駐車場

施設	使用区分		現行使用料	改定後	改定割合	
西春駅東口地下 自転車駐車場	一般	定期利用許可	1箇月	1,500	1,700	1.13
			3箇月	4,000	4,500	1.13
			6箇月	7,000	7,800	1.11
		一時利用許可	1回につき 100	1回につき 100	1.00	
	高校生以下	定期利用許可	1箇月	1,200	1,400	1.17
			3箇月	3,000	3,600	1.20
			6箇月	5,000	6,000	1.20
			一時利用許可	1回につき 100	1回につき 100	1.00

福祉施設

施設	室名 定員\使用区分		現行使用料				改定後					改定割合
			9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過1時間	
総合福祉センターもえの丘	ふれあい健康ルーム	130人	2,700	3,600	6,300	900	3,240	4,320	7,560	11,880	1,400	1.20
	休養室	48人	1,200	1,600	2,800	400	1,140	1,520	2,660	4,180	490	0.95
	栄養指導室	20人	1,200	1,600	2,800	400	1,230	1,640	2,870	4,510	530	1.03
	ボランティア会議室	36人	1,200	1,600	2,800	400	1,200	1,600	2,800	4,400	520	1.00
	ボランティア会議室1	18人	600	800	1,400	200	600	800	1,400	2,200	260	1.00
	ボランティア会議室2	18人	600	800	1,400	200	600	800	1,400	2,200	260	1.00
	研修室	20人	600	800	1,400	200	690	920	1,610	2,530	290	1.15
	青空テラス	27人	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	-

施設	室名\使用区分		現行使用料				改定後					改定割合
			9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過1時間	
陽だまりハウス	多目的ホール	許可書の交付を受けた者が市内に在住し、在勤し、又は在学する者である場合	1,100	1,400	2,500	3,200	1,320	1,680	3,000	3,840	570	1.20
		許可書の交付を受けた者が上記以外の者である場合	1,650	2,100	3,750	4,800	-					-

施設	室名 定員\使用区分		現行使用料			改定後				改定割合
			3時間以内	9:00-16:00	超過1時間	施設名	9:00-12:00 13:00-16:00	9:00-16:00	超過1時間	
憩いの家	大広間	44人	1,030	2,060	420	さかえ荘	1,080	2,160	460	1.05
						さくら荘				
						ふたば荘	930	1,860	400	
	集会室	32人	620	1,550	360	さかえ荘	720	1,680	310	1.16
						さくら荘				
						ふたば荘				
	会議室	38人	620	1,550	360	さかえ荘	600	1,400	260	0.97
						さくら荘	720	1,680	310	
						ふたば荘				
	休養室	12人	520	1,030	210	さかえ荘	450	890	190	0.87
						さくら荘				
						ふたば荘				
茶室	12人	520	1,030	210	さかえ荘	450	890	190	0.87	
					さくら荘					
					ふたば荘					

文化施設

施設	室名\使用区分	現行使用料					改定後					改定割合
		9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00 0	超過1時間	
文化西勤公民会館	工作室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,320	1,680	3,000	3,960	570	1.20
	料理室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,320	1,680	3,000	3,960	570	1.20
	視聴覚室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,260	1,600	2,860	3,780	540	1.15
	展示室						210	280	560	840	90	-
	展示コーナー						300	400	800	1,200	130	-

施設	室名\使用区分	現行使用料					改定後					改定割合	
		9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過1時間		
文化会館 (文化勤労会館)	大ホール <休日料金>	13,200 <16,500>	16,500 <20,900>	29,700 <37,400>	38,500 <48,400>	4,200 <5,300>	15,840	19,800	35,640	46,200	6,860	1.20	
	大ホール 舞台のみ	1時間 3,300					1時間 3,960					5,140	1.20
	リハーサル 室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,320	1,680	3,000	3,960	570	1.20	
	楽屋1	400	600	1,100	1,400	150	360	480	960	1,260	150	0.90	
	楽屋2	400	600	1,100	1,400	150	360	480	960	1,260	150	0.90	
	舞台照明 Aセット	3,300	4,000	7,300	9,500	1,000	3,960	4,800	8,760	11,400	1,710	1.20	
	舞台照明 Bセット	5,500	6,800	12,300	15,900	1,700	6,600	8,160	14,760	19,080	2,860	1.20	
	舞台照明 Cセット	8,800	11,000	19,800	25,700	2,700	10,560	13,200	23,760	30,840	4,570	1.20	
舞台照明 Dセット	1,300	1,600	2,900	3,800	400	1,560	1,920	3,480	4,560	670	1.20		

※ 大ホールを除き、営利目的の利用は、この表に定める額の2倍とする。

※ 大ホール使用者が入場料又はこれに準ずるもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、その徴収金額に応じ、次のとおり使用料を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円未満の場合は50%加算 (2) 入場料等の最高額が1,000円以上、3,000円未満の場合は100%加算
(3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合は200%加算

施設	室名\使用区分	現行使用料					改定後					改定割合
		9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過1時間	
勤労福祉会館 (文化勤労会館)	和室	700	900	1,700	2,300	250	840	1,080	2,040	2,760	360	1.20
	小ホール	1,800	2,300	4,100	5,300	600	2,160	2,760	4,920	6,360	930	1.20
	会議室	700	900	1,700	2,300	250	840	1,080	2,040	2,760	360	1.20
	研修室	700	900	1,700	2,300	250	840	1,080	2,040	2,760	360	1.20
	ミーティング室						330	440	880	1,320	140	-

※ 営利目的の利用は、この表に定める額の2倍とする。

※ 別表(一般者)は廃止する。

施設	室名\使用区分	現行使用料			改定後				改定割合
		3時間以内	9:00-21:00	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	超過1時間	
東公民館	第1集会室	620	2,480	210	720	960	1,920	310	1.16
	第2集会室	620	2,480	210	720	960	1,920	310	1.16
	視聴覚室	1,240	4,960	410	1,380	1,840	3,680	590	1.11
	調理実習室	1,550	6,200	520	1,380	1,840	3,680	590	0.89
	第1和風会議室	820	3,280	270	720	960	1,920	310	0.88
	大集会室	2,470	9,880	820	2,940	3,920	7,840	1,270	1.19
	第2和風会議室	1,550	6,200	520	1,440	1,920	3,840	620	0.93
	リハーサル室	1,240	4,960	410	1,230	1,640	3,280	530	0.99
	第3集会室	620	2,480	210	720	960	1,920	310	1.16
	第4集会室	1,240	4,960	410	1,380	1,840	3,680	590	1.11
	第5集会室	1,550	6,200	520	1,710	2,280	4,560	740	1.10

学校施設

施設	使用区分		現行使用料		改定後		改定割合	
学校開放施設 (照明設備)	運動場	師勝中学校 訓原中学校		2時間	4,000	1時間	2,320	1.16
		西春中学校		1時間	1,500	1時間	1,350	0.90
		白木中学校	6基点灯	1時間	2,000	1時間	2,280	1.14
			3基点灯	1時間	1,000	1時間	1,140	1.14
		天神中学校		1時間	2,000	1時間	1,800	0.90
	テニスコート	師勝中学校 訓原中学校		2時間	400			-
		白木中学校	天神中学校	1面 1時間	200	1面 1時間	240	1.20
	体育館	東地区8校	卓球場	2時間	160			-
			会議室等	2時間	80			-
			競技場	2時間	500	1時間	300	1.20
		西地区8校	競技場	1時間	250			
	武道場	全中学校		-	-	1時間	300	-

体育施設

施設	室名\使用区分			現行使用料				改定後		改定割合		
				9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	9:00-18:00	9:00-21:00	閉館後 超過1時間	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	超過1時間			
健康ドーム(体育施設)	専用利用	アリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	半面	3,000	9,000	12,000	1,300	半面 2,160 全面 4,320	半面 930 全面 1,860	0.72 (照明設備使用料を含む場合は1.20)	
				全面	6,000	18,000	24,000	2,600				
			アマチュアスポーツ以外で非営利目的	入場料を徴収しない場合	半面	9,000	27,000	36,000				3,900
					全面	18,000	54,000	72,000				7,800
			入場料を徴収する場合	半面	21,000	63,000	84,000	9,100				
				全面	42,000	126,000	168,000	18,200				
		営利を目的とする場合	市内事業者	半面	36,000	108,000	144,000	15,600				
				全面	72,000	216,000	288,000	31,200				
			市外事業者	半面	45,000	135,000	180,000	19,500				
				全面	90,000	270,000	360,000	39,000				
		軽運動室	アマチュアスポーツに利用する場合	半面	3,000	9,000	12,000	1,300	3,450	1,490		1.15
				全面	6,000	18,000	24,000	2,600				
	アマチュアスポーツ以外で非営利目的		入場料を徴収しない場合	半面	9,000	27,000	36,000	3,900				
				全面	18,000	54,000	72,000	7,800				
	入場料を徴収する場合		半面	21,000	63,000	84,000	9,100					
			全面	42,000	126,000	168,000	18,200					
	営利を目的とする場合	市内事業者	半面	36,000	108,000	144,000	15,600					
			全面	72,000	216,000	288,000	31,200					
		市外事業者	半面	45,000	135,000	180,000	19,500					
			全面	90,000	270,000	360,000	39,000					
	柔剣道室	アマチュアスポーツに利用する場合	半面	1,500	4,500	6,000	650	1,800	780	1.20		
			全面	3,000	9,000	12,000	1,300					
		アマチュアスポーツ以外で非営利目的	入場料を徴収しない場合	半面	4,500	13,500	18,000				1,950	
				全面	9,000	27,000	36,000				3,900	
入場料を徴収する場合		半面	10,500	31,500	42,000	4,550						
		全面	21,000	63,000	84,000	9,100						
営利を目的とする場合	市内事業者	半面	18,000	54,000	72,000	7,800						
		全面	36,000	108,000	144,000	15,600						
	市外事業者	半面	22,500	67,500	90,000	9,750						
		全面	45,000	135,000	180,000	19,500						
個人利用	アリーナ	大人	1回券	300	-	-	-	300	-	1.00		
			回数券	-	-	-	-	3,000	-	-		
		小人(小中学生)	1回券	100	-	-	-	100	-	1.00		
			回数券	-	-	-	-	1,000	-	-		
	軽運動室	小学生未満	1回券	無料	-	-	-	無料	-	-		
			回数券	-	-	-	-	-	-	-		
		トレーニンググループ	16才以上	1回券	-	-	500	-	500	-	1.00	
				回数券	-	-	5,000	-	5,000	-	1.00	

※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

照明設備(1時間あたり)

施設名	現行使用料	改定後	超過1時間
アリーナ	半面	-	480
	全面	-	960

※ 個人利用は除く。

※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

冷暖房設備(1時間あたり)

施設名	現行使用料	改定後	超過1時間
アリーナ	全面	1,600	1,920
			2,490

※ 個人利用は除く。

※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

施設	室名\使用区分		現行使用料			改定後		改定割合	
			9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	9:00-18:00	9:00-21:00	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	超過1時間		
健康ドーム (会議研修施設及び入浴施設)	1階会議室		1,200	3,600	4,800	1,080	460	0.90	
	研修室		1,200	3,600	4,800	1,320	570	1.10	
	クッキングルーム		1,200	3,600	4,800	1,140	490	0.95	
	2階会議室		半室	600	1,800	2,400	570	240	0.95
			全室	1,200	3,600	4,800	1,140	480	
	ミーティング室		半室	600	1,800	2,400	660	280	1.10
			全室	1,200	3,600	4,800	1,320	560	
	浴室	大人	1回券	400			400		1.00
			回数券	4,000			4,000		1.00
		小人(小中学生)	1回券	200			200		1.00
			回数券	2,000			2,000		1.00
		小学生未満		無料			無料		-

※ 浴室を除き、営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

施設	室名\使用区分				現行使用料			改定後			改定割合		
					9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	9:00-21:30	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	超過1時間			
総合体育館(競技施設)	専用使用	主競技場 (アリーナ)	アマチュアスポーツ に利用するとき	入場無料の場合	半面	1,240	1,440	5,160	半面 1,470	1,710	630	1.19	
				入場有料の場合	全面	2,480	2,880	10,320					
			アマチュアスポーツ 以外で非営利目的	入場無料の場合		12,360	14,420	51,500					
				入場有料の場合		37,080	43,260	154,500					
			営利を目的とする とき	市内事業者		61,800	72,100	257,500					
				市外事業者		74,160	86,520	309,000					
		卓球室 (市民ホール)	アマチュアスポーツ に使用する場合	入場無料の場合		1,240	1,440	5,160	1,470	1,710	630		1.19
				入場有料の場合		6,180	7,210	25,750					
			アマチュアスポーツ 以外で非営利目的	入場無料の場合		6,180	7,210	25,750					
				入場有料の場合		18,540	21,630	77,250					
	営利を目的とする とき		市内事業者		30,900	36,050	128,750						
			市外事業者		37,080	43,260	154,500						
	柔道場			1,240	1,440	5,160	1,470	1,710	630	1.19			
	剣道場			1,240	1,440	5,160	1,470	1,710	630	1.19			
	みんなのスポーツルーム			-	1,440	-	-	1,710	630	1.20			
	個人使用	一回券	主競技場、卓球室 柔道 場、剣道場	大人		210	210	-	210	210	-	1.00	
				小人(小中学生)		100	100	-	100	100	-	1.00	
				幼児		無料	無料	-	無料	無料	-	-	
			トレーニング室	大人				300			300	1.00	
				小人(中学生)				100			100	1.00	
みんなのスポーツルーム													
回数券		主競技場、卓球室 柔道 場、剣道場	大人			2,100			2,100	-	1.00		
			小人(小中学生)			1,000			1,000	-	1.00		
		トレーニング室	大人			3,000			3,000	-	1.00		
			小人(中学生)			1,000			1,000	-	1.00		
		みんなのスポーツルーム	大人			-	2,100	-	-	2,100	-	1.00	
定期券		トレーニング室	大人	1箇月				3,500		3,800	-	1.09	
				3箇月				9,000		10,100	-	1.12	

※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

施設	室名 定員\使用区分			現行使用料		改定後			改定割合		
				3時間以内	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	超過1時間			
総合体育館 (会議室)	小会議室	30人	営利を目的としないとき		620	210	540	630	230	0.87	
			営利を目的とするとき	市内事業者	3,100	1,040					
				市外事業者	3,720	1,240					
	大会議室	60人	営利を目的としないとき		1,240	420	1,110	1,290	480	0.90	
			営利を目的とするとき	市内事業者	6,200	2,070					
				市外事業者	7,440	2,480					
	研修室	36人	営利を目的としないとき		620	210	720	840	310	1.16	
			営利を目的とするとき	市内事業者	3,100	1,040					
				市外事業者	3,720	1,240					
	和風会議室	全面	100人	営利を目的としないとき		3,090	1,030	2,780	3,240	1,200	0.89
				営利を目的とするとき	市内事業者	15,450	5,150				
					市外事業者	18,540	6,180				
		半面	50人	営利を目的としないとき		1,550	520	1,390	1,620	600	
				営利を目的とするとき	市内事業者	7,750	2,590				
					市外事業者	9,300	3,100				
	展示室	100人	営利を目的としないとき		3,090	1,030	2,760	3,220	1,190	0.89	
			営利を目的とするとき	市内事業者	15,450	5,150					
				市外事業者	18,540	6,180					

※営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

照明設備（1時間あたり）

施設名		現行使用料	改定後	超過1時間
主競技場(アリーナ)	半面	550	480	620
	全面	1,100	960	1,240
卓球室		300	-	-
柔道場		80	-	-
剣道場		80	-	-
みんなのスポーツルーム		40	-	-

※ 個人使用は除く。
 ※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

附属設備（1区分あたり）

区分	現行使用料	改定後	超過1時間
舞台照明設備一式	3,000	3,540	1,530
映写設備一式	1,030	1,200	520
電動移動観覧席	1,550	1,830	790
ピアノ	1,030	1,200	520

※ 競技施設の貸出単位ごとに徴収。
 ※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍とする。

施設	使用区分	現行使用料		改定後		改定割合
		時間	料金	時間	料金	
市民グラウンド	グラウンド	2時間30分	1,030	3時間	1,110	0.90
	夜間照明設備	2時間30分	5,000	1時間	2,400	1.20

施設	使用区分	現行使用料		改定後		改定割合
		時間	料金	時間	料金	
二子テニスコート	1面	2時間	600	2時間	540	0.90
	夜間照明設備	1時間	200	1時間	210	1.05

新たに使用料を規定する施設

17

施設	使用区分		現行使用料	改定後	
	利用形態	回数			
市民プール	専用使用	1回につき	20,600	—	
	個人使用	小中学生	1人1回につき	無料	100
			回数券11枚つづり	無料	1,000
		その他のもの	1人1回につき	無料	200
			回数券11枚つづり	無料	2,000

※ 心身障害者及び未就学児は無料とする。